

市税の取扱窓口が変更になります。

令和元年10月15日 納税相談業務の窓口を市役所分庁舎へ集約
令和2年1月6日 軽自動車税事務所を開設し、軽自動車税業務の窓口を集約
証明発行等の窓口を一部変更

■ 納税相談の窓口について 市税事務所納税室

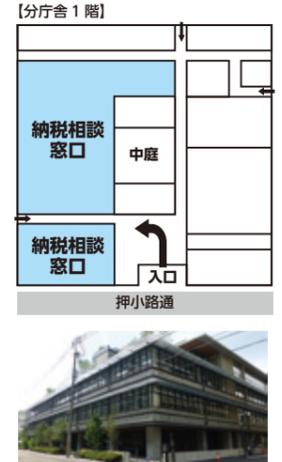
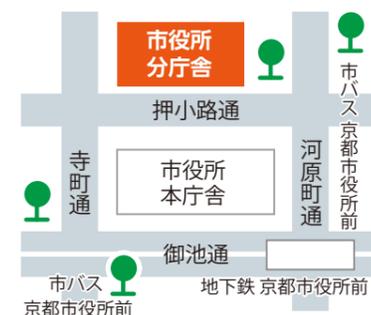
令和元年10月15日～ 区役所・支所内の税務センターで取り扱っている納税相談業務の窓口について、市役所分庁舎内の「市税事務所納税室」に集約します。

<変更後窓口> **市税事務所納税室**
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 市役所分庁舎1階

<受付時間> 午前8時30分～午後5時 ※土、日、祝日及び年末年始は閉庁日です。

<取扱業務> 納税相談 ・ 個人市民税（普通徴収） ・ 固定資産税（土地・家屋）

※令和2年3月末まで区役所・支所内に税務窓口を設けませんが、納税相談業務は行いませんので、ご注意ください。
市役所分庁舎内の市税事務所納税室へお願いします。



各区役所・支所内納税相談臨時窓口
下記の期間は、各区役所・支所内に臨時窓口を設け、納税相談を受け付けます。
○4月の納税通知書（固定資産税・都市計画税）発送後
○6月の納税通知書（個人市・府民税）発送後
詳しい開設日については、今後、納税通知書やチラシ等でお知らせします。

(注) 駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

令和2年4月20日～ 上記以外の税目の納税相談窓口も市役所分庁舎に変更します。【下記参照】

	令和元年10月11日(金)まで	令和元年10月15日(火)から	令和2年4月20日(月)から
○個人市・府民税（普通徴収） ○固定資産税（土地・家屋） ・都市計画税	各区役所・支所内 各税務センター	市役所分庁舎	市税事務所 納税室 納税第1～6担当
○軽自動車税			
○個人市・府民税（特別徴収） ○法人市民税 ○固定資産税（償却資産） ○宿泊税 ○市たばこ税 ○入湯税 ○事業所税	井門明治安田生命ビル（烏丸御池南西角） 市税事務所 納税室 納税推進担当		市役所分庁舎 市税事務所 納税室 諸税徴収担当

●お問合せ

納税第1担当		納税第2担当		納税第3担当	
北区	tel.075-222-3441	左京区	tel.075-222-3446	右京区	tel.075-222-3454
上京区	tel.075-222-3442	中京区	tel.075-222-3453	西京区	tel.075-222-3455
				西京区洛西	tel.075-222-3456
納税第4担当		納税第5担当		納税第6担当	
東山区	tel.075-222-3457	伏見区	tel.075-222-3460	山科区	tel.075-222-3462
下京区	tel.075-222-3458	伏見区深草	tel.075-222-3461	伏見区醍醐	tel.075-222-3463
南区	tel.075-222-3459				

(注) 電話番号は10月15日午前8時30分から使用できます。

■ 原付バイクの税申告(ナンバープレート交付)、廃車申告等について 軽自動車税事務所

令和2年1月6日～ 軽自動車税事務所を開設し、区役所・支所内で取り扱っている軽自動車税業務の窓口を集約します。

<変更後窓口> **軽自動車税事務所**
〒612-0002 京都市伏見区深草中川原町13番地の7 京都管理基地事務所2階

<受付時間> 午前8時30分～午後5時 ※土、日、祝日及び年末年始は閉庁日です。

<取扱業務>
軽自動車税（原動機付自転車等）に関する業務
・ 減免申請
・ 車検用納税証明の発行
・ 税申告、ナンバープレート交付、廃車申告

※中央区烏丸御池の井門明治安田生命ビル5階に分室を設け、こちらでも引き続き、軽自動車税業務を行います。【第4面参照】
※令和2年3月末までは、区役所・支所内の税務窓口において、原付等の廃車の受付等を行います。ナンバープレート交付の受付等は行いませんので、ご注意ください。
※令和2年1月6日以降、右京区京北出張所以外の出張所では、原付等に係るナンバープレート交付業務は行いませんので、ご注意ください。



各区役所・支所内軽自動車税臨時窓口
5月の納税通知書（軽自動車税）発送後は、一定期間、各区役所・支所内に臨時窓口を設け、減免申請を受け付けます。
詳しい開設日については、今後、納税通知書やチラシ等でお知らせします。

<地下鉄>「十条駅（1番出口）」から東へ約900m <京阪>「烏羽街道駅」から西へ約400m

■ 市税の証明発行等の窓口について 令和2年1月6日～ 証明発行等の窓口が一部変更になります。

○のついた窓口で、京都市内全域分の証明等を取り扱います。(黄色の箇所については、証明発行等の窓口が変更になるものです。)

証明書等の種類	担当窓口						
	区役所・支所 市民窓口課	出張所 ※1	証明書 発行 コーナー ※1	行財政局 税務部 資産税課	市税事務所		
					軽自動車税 事務所	井門ビル 同事務所 分室	ビル葆光 納税推進 担当
所得証明, 課税証明 ※3	○	○	○				○
納税証明 ※4							
個人市・府民税, 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)	○	○	○				○
法人市民税, 固定資産税(償却資産)	○	○	○			○	
市たばこ税, 入湯税, 事業所税, 宿泊税						○	
軽自動車税に係る証明		※2			○	○	
固定資産(土地・家屋)評価証明, 公課証明	○	○	○				○
償却資産課税台帳登録事項証明		※2				○	
住宅用家屋証明						○	
狩猟税の軽減税率適用者に対する個人府民税に係る証明						○	
酒類販売業(製造)の免許申請に係る証明						○	
公益認定申請等に係る証明						○	
認定NPO法人申請等に係る証明						○	
固定資産(土地・家屋)課税台帳, 名寄帳の閲覧	○						○
固定資産(償却資産)課税台帳の閲覧				○			

※1 出張所及び証明書発行コーナーで発行する証明書のうち、端末機から即時発行できないものなどについて、出張所及び証明書発行コーナーでは取り扱えない場合があります。
※2 右京区役所京北出張所のみ取り扱います。 ※3 所得証明・課税証明(全項目証明のみ)については、マイナンバーカードをお持ちの方で、市内に住居登録がある方は、最新年度のみコンビニエンスストアでも取得可能です。 ※4 市税を納付してすぐに納税証明書の発行が必要となる場合、令和元年10月15日以降、市役所分庁舎(1階)の収納対策課でも取り扱います。